

サービス提供体制強化加算に関する届出書

〔 (介護予防) 短期入所生活介護、 (介護予防) 短期入所療養介護、 介護老人福祉施設、 地域密着型介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、 介護療養型医療施設、 介護医療院 〕

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設種別	1 (介護予防) 短期入所生活介護 (ア 単独型 イ 併設型 ウ 空床利用型) 2 (介護予防) 短期入所療養介護 3 介護老人福祉施設 4 地域密着型介護老人福祉施設 5 介護老人保健施設 6 介護療養型医療施設 7 介護医療院
4 届出項目	1 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 2 サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 3 サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

5 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が80%以上		有・無
	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	
又は			
①に占める③の割合が35%以上			有・無
③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数 (常勤換算)	人		
サービスの質の向上に資する取組の状況	※ (地域密着型) 介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、 介護療養型医療施設、 介護医療院は記載		

(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が60%以上		有・無
	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	

(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

※介護福祉士等の状況、常勤職員の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が50%以上		有・無
	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	
常勤職員の状況	①に占める②の割合が75%以上		有・無
	① 看護・介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)	人	
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上		有・無
	① サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数 (常勤換算)	人	

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設と (介護予防) 短期入所生活介護において、別の加算を取得する場合は、別に本届出書を提出すること。空床利用型の (介護予防) 短期入所生活介護について届け出る場合は、本体施設である介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設における状況を記載すること。

備考3 常勤換算等の計算は正確に行ってください。計算に誤りがある場合要件を満たせないことが後日判明した場合は、すでに受領した当該加算分に係る介護報酬を、所定の手続きにより返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

備考4 上記全ての算定要件を確認できる書面は、実地指導等の際に確認させていただきますので、事業所において適切に保管してください。

備考5 当該届出を行った後の配置割合の計算について

- (1) 新規事業所などで前年度実績が6月未満の場合は、毎月継続的に直近3月間の配置割合を計算し、所定の割合を維持しなければなりません。（要件を欠く場合は、速やかにその旨届け出ること）
- (2) 前年度実績が6月以上ある事業所の場合は、前年度実績で配置割合を計算するため、毎月の計算は不要です。ただし、次年度以降も継続して加算を算定する場合は、毎年3月に前年度実績となる11月間（4月～2月）について配置割合の計算を行い、次年度に係る加算の算定要件が満たされているか再確認してください。計算の結果、引き続き加算の算定が可能な場合は、年度ごとに改めて届出する必要はありません。（要件を欠く場合は、速やかにその旨届け出ること）